

## 令和8年度 東京都立王子特別支援学校 学校経営計画

### 《 目指す学校 》

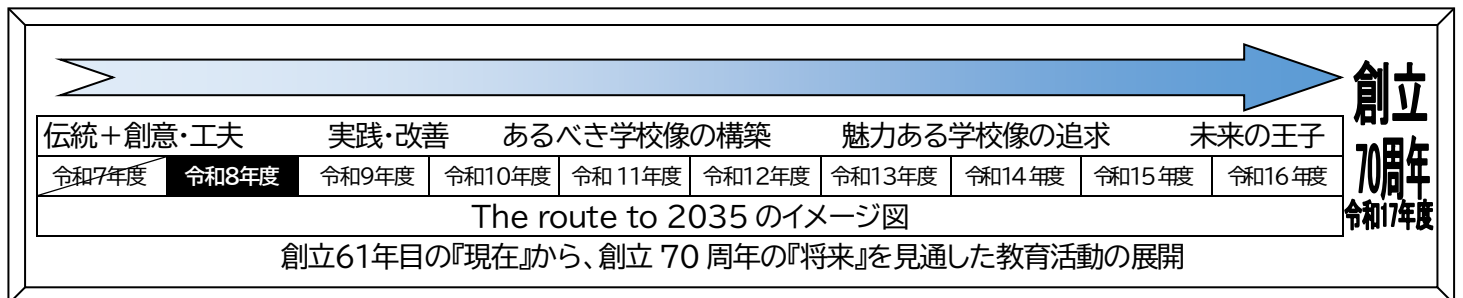
月曜日が待ち遠しくなる学校 ～学齢期を見通して「しなやかに生きる力」を育むために～

教育基本法には、学校教育について「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」こと、また、教員について「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」ことが示されている。

本校は、昭和40年に開校し、平成31年には、都立王子第二特別支援学校から小・中学部が移管され、小・中・高等部の3学部を有する知的障害特別支援学校として、教育基本法、こども基本法をはじめとする関係法令等や、「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付、19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知）、東京都教育施策大綱、東京都教育ビジョン等の施策にも則り、東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえた上で、教育活動を展開してきた。

今年度は、創立61年目にあたる。さらに、今年度中に、特別支援学習指導要領（小学部・中学部）の改定も予定されているなど、今後は、次の節目である創立70周年となる令和17年度のあるべき学校像を見据えた10年間（The route to 2035）を俯瞰して学校経営をしていく必要がある。

これらを踏まえ、教職員が児童・生徒にとってのロールモデルとなるべく、率先垂範を行動規範とする。



### I 校訓

自立に向かって 確かな学び

### II 学校教育目標

- ・ 夢をもち、その実現に向かってチャレンジする意欲を育てる。
- ・ 地域の一員として進んで社会に参加・貢献し、自立して生きる態度を育てる。
- ・ 自らを表現し、他人を尊重し協力する社会性を育てる。
- ・ 基本的な生活習慣を身に付け、健やかな心と体を育てる。

### III 目標実現のための「3つの充実」

- ・ 12年間の個に応じた一貫性のある指導の充実
- ・ 小学部から高等部卒業後を見通した系統的かつ発展的なキャリア教育の充実
- ・ 地域特性や地域資源を活用した教育活動の充実

## IV 学校経営基本方針

- ・ 法令に基づき、児童・生徒を中心とした教育の推進  
教育・福祉関連法令、こども基本法等の主旨を踏まえ、「児童・生徒まんなか学校」を標榜して、児童・生徒を中心とした教育活動を展開することにより、自立と社会参加、ひいては共生社会の実現を目指した教育活動を推進する。
- ・ 人権教育の推進  
児童・生徒の人権が最大限尊重されるとともに、互いの人権を尊重しあえる学校運営を進める。
- ・ 学校コンセプトの徹底  
すべての教育活動、校務において、校訓「自立に向かって 確かな学び」を学校経営の基盤とする。
- ・ 組織的な学校運営  
連携力を強みとした学校組織とし、児童・生徒本位の学校運営を進める。  
予算編成における選択と集中の実施と適正な執行を行う。
- ・ 三学部設置の良さを生かす  
小学部、中学部、高等部が設置されている強みを生かして、12年間を見通した学校運営を進める。
- ・ コンプライアンスを重視した信頼される学校  
児童・生徒が信頼を寄せる学校であるとともに、地域社会からも信頼される学校運営を進める。

## V 中期目標と方策

### 1 学習指導

- (1) 授業改善  
生徒の資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」となる授業づくりを進める。
- (2) 障害の特性を踏まえた指導  
児童・生徒一人一人の障害特性を踏まえ、目標に向け具体的な手立てを講じた指導を充実させる。
- (3) 変化が大きい社会において「しなやかに生きる力」の育成  
学習指導全般にわたり、「しなやかに生きる力」の育成を目指した指導を進める。
- (4) 外部人材の活用  
外部専門家やスクールカウンセラーなどの外部人材を活用した教育活動を推進する。
- (5) ICT活用の推進  
授業におけるDXの推進や、コミュニケーションツールとしての活用を進め学習指導を充実させる。
- (6) 基礎体力の向上  
「TOKYO ACTIVE PLAN for students」(令和4年3月策定)に基づき、児童・生徒一人一人に応じた基礎的な運動を継続的に実施し、体づくりと基礎体力の向上を図る。
- (7) 国際感覚や多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成  
「東京グローバル人材育成指針」(令和4年3月)の理念を生かした教育活動を展開する。
- (8) 創立61年目から、70周年を見通した学習や教育活動の展開  
学習指導要領の改訂を見通し、未来志向で、学習指導及び教育活動全般の工夫・改善を推進する。

### 2 生活・安全指導

- (1) 相談支援・不登校対策の充実  
自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)等に基づき、気軽に話せる、相談できる環境を整え、いじめや自殺防止などに向け、相談支援を充実させる。
- (2) 情報モラル教育の充実  
情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を学ぶ情報モラル教育を推進する。
- (3) 安全・安心な学校生活  
安全対策、事故の未然防止を行い、安全・安心な教育環境を整備する。
- (4) 防災教育の推進  
自助、共助を基本としながら、様々な災害に備える防災教育を推進する。
- (5) 健康管理能力の向上  
体調の維持や管理に必要な知識や技能を高めながら健康管理能力の向上を図る。
- (6) メンタルヘルスケアの充実  
スクールカウンセラーを活用するなど、相談機能を向上し、メンタルヘルスケアの充実を図る。

### 3 進路指導

- (1) 希望する進路実現率 100%  
児童・生徒の進路選択・決定における支援を充実させる。  
高等部における企業就労希望者の就職率 100%、福祉的就労希望者の内定率 100%を目指す。
- (2) キャリア教育  
小・中学部の段階から、自己肯定感、自己有用感を育み、未来への期待感を高めるキャリア教育を推進する。
- (3) アフターケア  
本人講座の実施や就労先アフターフォローなど、卒業生へのアフターケアを推進する。
- (4) ロールモデル  
教職員がロールモデルとなることで、社会人としての振る舞いを学ぶ機会を充実させる。

### 4 特別活動・地域交流

- (1) 学校行事の充実・精選  
児童・生徒が主体的、意欲的に活動できる学校行事を組織的に推進する。
- (2) 交流及び共同学習をはじめとする交流活動の推進  
地域の学校や地域機関、住民との交流活動を充実させ地域理解の推進を図る。
- (3) 主権者教育の推進  
特に、成人年齢に達する高等部においては、生徒会活動や委員会活動を通じて生徒の自治意識の向上を図る。
- (4) 部活動改革の推進  
生徒の自発性・自主性を養い、人間的な成長を第一に考えた部活動を実施し、かつ改革を推進する。

### 5 開かれた学校、特別支援教育の推進

- (1) センターの機能の充実  
地域の学校や地域機関とネットワークを組みコーディネートすることで、特別支援教育を推進する。
- (2) 開かれた学校  
教育活動を積極的に公開し、特別支援教育の理解推進を図る。  
PTAや関係機関、近隣地域等との連携を適切に推進する。
- (3) 学校運営連絡協議会を通じた外部評価による学校改善  
多様な評価や意見を受けることで、学校教育の在り方を検証し学校改善につなげる。
- (4) 東京都教育委員会、近隣校等との連携による教育内容と環境の充実  
学校間交流や関係機関との連携推進とともに、教育環境の充実も図っていく。

### 6 能力開発・働き方改革

- (1) 服務事故の根絶  
服務事故の根絶に向けた組織的な取り組みを推進する。
- (2) 教職員が一体となった学校運営  
教育系職員、行政系職員が一体となった学校運営をさらに推進する。
- (3) 「みんなのための働き方改革」の推進  
「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」(令和6年3月策定)等を踏まえた、働き方改革の具体化やライフステージに応じた制度利用を推進する。教育課程の改善と充実を踏まえた、働き方改革の推進。

## ～令和8年度 王子スクールプラン～

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（令和7年3月策定）を基盤に、以下の取組を推進する。

### VI 今年度の取組目標と方策（数値等目標）

#### スクールプラン1 【学習指導】

東京都教育ビジョン（第5次）等に基づき、以下に取り組む。

##### <指導部指定：学習者用デジタル教材の開発>

- (1) 児童・生徒の人権に配慮した指導の充実を図る。（人権研修の実施年間3回以上、いじめ聞き取り調査3回実施、体罰調査1回）
- (2) 年間指導計画（シラバス）に基づき、児童・生徒が主体的に学ぶ授業、分かる授業、できる授業を展開することを旨とする。（学校評価該当項目における肯定的評価85%以上）
- (3) 外部専門家による助言のもと、教員の授業力向上を目指し、3観点を踏まえた学習評価を行い、児童・生徒の学習意欲を高める。（研修会実施）
- (4) 経験等に応じた専門性及び授業力向上に向けた人材育成を推進する。（年次研修）
- (5) ICT機器を活用した学びを充実させるとともに、GIGA端末・一人1台端末の活用方法を工夫する。
- (6) 外部の専門家の指導のもと、作業学習においては、ビジネスモデルを取入れた実践的な指導を行う。（指導部指定：学習者用デジタル教材の開発事業、外部人材導入100時間以上）
- (7) 「学校2020レガシー」に基づくとともに、パラスポーツ、社会貢献、伝統・文化活動、環境教育等の教育を実施し、レガシーとなるよう進める。（各教科等における単元設定）
- (8) 個々の児童・生徒の障害特性に応じた指導内容を検討し、適切な学習目標や手立てが設定された個別指導計画を策定し、主体的、対話的で深い学びを進める。（学校評価該当項目における肯定的評価90%以上）
- (9) 研究テーマ「生きる力を育む12年間の教育課程と授業実践～根拠に基づく授業づくりの実現を目指して～」に基づき、全教員の授業力向上を図るとともに、年次研修該当教員については、学習指導案を作成の上、既定の回数の研究授業を実施し、組織的に授業改善に取り組む。（全校研究会、研究授業）
- (10) 児童・生徒の総合的な体力向上を目指し、身体機能及び基礎体力向上に向けた指導を継続的に行う。（東京都統一体力テスト実施）
- (11) 図書環境を整備し、読書活動の充実を図るとともに、生涯学習としての読書を位置づけた取り組みを推進する。（蔵書や資料等の充実）
- (12) 教育課程検討委員会を通じて、昨年度に実施した教育課程見直しの検証とさらなる検討を行う。（検証等）

#### スクールプラン2 【生活指導】

自殺対策基本法、安全教育プログラムやいじめ総合対策等に基づき、以下に取り組む。

##### <指導部指定：登下校時の安全・安心事業>

- (1) 児童・生徒の思いを聞き取り、安心して過ごせる学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等心理の専門家による相談機能を向上させ、メンタルヘルスケアの充実を図る。（個人面談、カウンセリング）
- (2) 児童・生徒の学校生活や家庭での生活の変化を素早く見定め、組織的な対応を行い、児童・生徒が健全な学校生活を送れるようにする。（不登校傾向生徒支援、支援会議、自殺や性的トラブル等未然防止対策）
- (3) 「SNS東京ルール」を踏まえた関係諸機関と連携した指導により、SNSによる「いじめ」や事故を防止する。（セーフティ教室）
- (4) 児童・生徒の実態に応じた一人通学の推進や、スクールバス等交通機関の適正な利用、家庭での自転車の適切な利用など、安全に留意して、移動の自立を促す取り組みを進める。（個別指導計画記載、日常の安全指導）
- (5) 通学指導における個々の課題を明確にし、一人通学に向けた取組を充実させる。（指導部指定：登下校時の安全・安心事業、スクールバス乗車児童・生徒の一人通学に向けた指導計画作成）
- (6) 危機管理マニュアルに基づき、災害や防犯等様々な危機管理体制を整備する。訓練等を児童・生徒が自助・共助の意識をもった防災体制を整える。（避難訓練）
- (7) 地域と連携した防災体制のために、総合防災訓練等を計画的に実施する。（訓練実施）
- (8) 「食に関する指導」の全体計画を作成し、「食育」の指導の充実を図る。食を通じた健康作りに努め、家庭と学校が連携した安全・安心を踏まえた「食育」が行えるようにする。（給食運営委員会、食物アレルギー対応委員会）
- (9) 医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施する。（医療的ケア委員会）

### スクールプラン3 【進路指導】

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を生かして、キャリア教育を推進し、以下に取り組む。

#### <指導部指定：知的障害特別支援学校高等部普通科の職業教育の充実事業>

- (1) 児童・生徒の意思、適性に応じた適切な進路指導を実施する。（希望する進路の実現率 100%）
- (2) 作業学習での販売やサービスの提供を通し、地域との交流、地域貢献につながる活動を充実させる。（外部販売・活動等の拡充）
- (3) 高等部では、成年年齢を踏まえた、主権者教育、消費者教育の充実を図る。（指導計画の作成と実施）
- (4) 保護者や地域関係機関に向けた進路学習会を実施し、進路の情報発信、情報共有を進める。（進路学習会実施回数、参加人数）

### スクールプラン4 【特別活動・地域交流】

東京都教育委員会の教育目標（自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成他）等に基づき、以下に取り組む。

- (1) 体育的行事や文化的行事は、児童・生徒の主体的な取組を積極的に取り入れながら計画・実施する。（児童・生徒による係活動、実行委員会の設置）
- (2) 校外学習、宿泊行事等、学校行事を組織的に運営し、児童・生徒の主体的な活動を計画的に推進する。（宿泊行事等、体育的行事、文化的行事を適切に実施するとともに、在り方の検討も行う）
- (3) 同年代の仲間との関わりを通し、社会性を養うため、交流校や副籍校との交流を活性化させる。（直接・間接交流の実施）
- (4) 生徒会活動を活性化させ、生徒の自治意識の向上を図る。（活動の発信等）
- (5) 対外試合や演奏会、展示会等への参加を通じて成長を促すとともに、部活動改革を推進し、時代背景や社会背景に応じた活動の在り方を検討する。（部活動改革の推進、コンクール、各種大会出場等）

### スクールプラン5 【開かれた学校・特別支援教育の推進】

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画等に基づき、以下に取り組む。

- (1) 通学区域の中学校、高等学校、特別支援学校との連携を強化し、特別支援教育コーディネーターを活用して、特別支援教育のセンター的機能を発揮する。（年間 50 回以上）
- (2) 開かれた教育課程を実施する学校として、学校公開、授業参観等を行い、特別支援教育の理解啓発を図る。（来校者各 100 名以上）
- (3) 地域の福祉課や家庭支援センター等の関係機関と連携し、支援会議や移行支援会議を実施する。（支援会議及び移行支援会議実施）
- (4) 就学や入学に関する説明会を充実させるとともに、地域の園や学校等への理解推進の徹底を図る。（説明会年間参加者 100 名以上、園・小・中学校等訪問 25 回以上）
- (5) 計画的な学校 Web サイト及び SNS の更新や様々な広報ツールを活用し、積極的に情報発信を行い、信頼される学校を目指す。（Web サイト及び SNS の更新 年間 150 回以上）
- (6) 学校評価を多様な方法で実施し検討検証することで、学校改善を行う。（学校運営連絡協議会、経営会議）

### スクールプラン6 【能力開発・働き方改革】

学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム等に基づき、以下に取り組む。

- (1) 校務分掌等の業務について、個々の教職員の役割を明確化し、進行管理する。状況に応じ業務シェアを行い業務の効率化を組織的に進める。（分掌業務のマニュアル化推進）
- (2) 都立学校統合型校務支援システムを積極的に活用し、業務の効率化を進める。（出席簿、個別指導計画、学校生活支援シート等の移行と活用）
- (3) ICT 機器・TAIMS 端末等を適正に活用し、効率化を図る。（情報集積・活用・管理システムの構築、ペーパーレス化）
- (4) 主幹教諭・主任教諭の役割として、OJT が適切に機能する組織作りを行い、若手教員だけでなく、指導する側の教員の資質向上につなげる。（校内研修・OJT の充実）
- (5) 職員室と経営企画室、主事室の校務運営の一体化を推進し、意思疎通等の円滑化を図る。（分掌への参画等）
- (6) クリーンデスクを徹底し、職員室や経営企画室、主事室の執務環境を整えることで、個人情報の適正な管理・活用ができるシステムの構築を図る。（定例日《職員連絡会の開催日》の設定）
- (7) コンプライアンス（法令遵守、ルールに従った公正公平な業務の遂行等）を遵守し、服務事故を根絶し、信頼される職務や業務の遂行を実現する。（服務研修）

- (8) 定時退庁日や外部への開庁時間を定めるとともに、定期的な業務日を設定することで、業務の効率化を図る。  
(学校閉庁日の適切な設定、MY定時退庁日の導入、勤務日の時間外在校時間の縮減等)
- (9) 教職員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な推進を図る。(男性育児休業の取得)
- (10) 真に必要な会議か、真に必要な校務か等を見極め、会議・校務の在り方の見直しを進める。(会議の縮減)